Daigas グループ人権方針

2021年4月1日制定

Daigas グループは、グローバルで事業を展開する企業として、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとする国際基準に則り、「Daigas グループ人権方針」(以下、本方針)を定め、グループ全体で人権尊重の責任を果たしていきます。

本方針は、「Daigas グループ企業理念」および「Daigas グループ企業行動憲章」に基づいて定めたものであり、大阪ガス株式会社の取締役会の承認を得て決定したものです。

1. 国際規範の支持・尊重

Daigas グループは、国際人権章典(世界人権宣言および国際人権規約)や国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」をはじめとする人権に関する国際的な基準を支持、尊重します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権を尊重します。

2. 適用範囲

本方針は、Daigas グループのすべての役員および従業員に適用します。

3. 適用法令遵守と国際的に認められた人権の尊重

Daigas グループは、事業活動を展開する国や地域で適用される法令を遵守します。国際的に認められた人権基準と各国・地域の法令との間に矛盾がある場合には、国際的な人権基準を最大限尊重するための方法を追求していきます。

4. 事業活動のすべてのプロセスにおける人権の尊重

事業活動のすべてのプロセスにおいて、Daigas グループに関わるステークホルダーの人権への負の 影響の防止と軽減に努めます。

- 4-1 従業員の人権を尊重し、健全で働きやすい職場環境づくりを行います。
- 4-2 お客さまや取引先との関係において、人権を尊重します。また、取引先やその他の関係者による 人権への負の影響が、Daigas グループの事業、製品またはサービスと直接につながっている場合 には、Daigas グループは、当該取引先等に対しても、人権を尊重し、侵害しないよう求めていき ます。
- 4-3 事業活動が地域社会に与える影響について理解し、対処していきます。

5. 人権デュー・ディリジェンス

Daigas グループは、人権デュー・ディリジェンスを実施していきます。事業活動が及ぼす人権への負の影響を特定・評価し、そのリスクを防止または軽減するための取り組みを行います。

6. 是正と救済

Daigas グループの事業活動が、人権に対する負の影響を引き起こしたり、あるいは助長したりする ことが明らかになった場合、適切な手続きを通じて、その是正と救済に取り組みます。

7. 対話と協議

Daigas グループは、人権に対する実際の影響あるいは潜在的な影響への対処について、関連するステークホルダーと真摯に対話・協議します。

8. 教育と啓発

Daigas グループは、役員および従業員が本方針を理解し、一人ひとりの業務において本方針に基づいた行動が実践されるように、必要な教育を行います。

9. 情報開示

本方針に基づく人権尊重の取り組みについて、Daigas グループのウェブサイト等を通じて報告します。

2021年4月1日 大阪ガス株式会社 代表取締役社長